

消防計画作成（変更）届出書

| | |
|---|-------------------------|
| 年 月 日 | |
| 羊蹄山ろく消防組合消防長 様 <div style="text-align: center;"> 防火 防災 管理者 住 所 _____ 氏 名 _____ ⑩ 管理権原者 住 所 _____ (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 氏 名 _____ ⑩ </div> | |
| 別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。 | |
| 防 火 対 象 物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物 | |
| 防 火 対 象 物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称) | |
| 防 火 対 象 物 又は _____ の用途 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途) | 令別表第1 () 項 |
| その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項) | |
| ※ 受 付 欄 | ※ 経 過 欄 |
| | |

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「防火 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

消 防 用 設 備 欄

| 階数 | 収容人員 | 用途 | 面積 | 消火器 | | 屋内消火栓 | スプリンクラー設備 | 自動火災報知設備 | 非常警報設備 | 漏電火災警報器 | 消防機関へ通報する火災報知設備 | 防災物品 | 避難器具 | 誘導灯・標識 | 排煙設備 | 連結送水管 | 動力消防ポンプ | パッケージ型消火設備 | 危険物品名・数量 | | |
|----|------|----|----|-----|----|-------|-----------|----------|--------|---------|-----------------|------|------|--------|------|-------|---------|------------|----------|--|--|
| | | | | 単位 | 個数 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 同一敷地内に二つ以上の棟がある場合は、消防法施行令第2条を適用するものの欄に記入すること。
- 3 消防用設備欄には、階数ごとの消防用設備及び収容人員、用途面積等を記入すること。
- 4 添付書類は敷地、建築物、その他工作物及び消防用設備の配置図、防火管理者組織編成表、自衛消防組織編成表、年間火災予防計画表。

消防計画

第 1 章 総 則

[目 的]

第 1 条 この計画は、.....（以下計画では「本対象物」と言う。）の防火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

[消防計画の適用範囲]

第 2 条 この計画は、本対象物に勤務し又は出入りする全ての者に適用するものとする。

[防火管理者の権限と業務]

第 3 条 防火管理者は、.....とし、この計画についての一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の自主検査及び消防設備等の点検の実施とその指導監督
- (4) 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の把握と安全管理
- (6) 管理権原者に対する助言及び報告
- (7) その他防火管理上必要な業務

[消防機関への報告及び連絡]

第 4 条 防火管理者は、次の業務について消防機関へ報告届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（変更の都度）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

第 2 章 予防管理対策

[予防管理組織]

第 5 条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建物、火気使用器具等及び、消防用設備等の点検の検査を行う自主点検検査員を別表 1 のとおり指定する。

[火元責任者の業務]

第 6 条 火元責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理

- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐
- (5) その他防火管理について必要な事項

[自主点検検査の実施]

第 7 条 自主点検検査の実施時期は、別表 1 のとおりとする。

別表 1

| | 実 施 月 日 | | | 検査員等 |
|---------|----------|---------|---------|------|
| | 外観点検 | 機能点検 | 総合点検 | |
| 消 火 器 | 随 時 | 年 2 回以上 | 年 1 回以上 | |
| 警報設備 | 毎月 1 回以上 | | | |
| 避難器具 | 毎月 1 回以上 | | | |
| 誘 導 灯 | 随 時 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 建 築 物 等 | 随 時 | | | |
| 火気使用設備 | 就 業 後 | | | |
| 危険物施設等 | 随 時 | | 年 1 回以上 | |
| 電 気 設 備 | 毎月 1 回以上 | | | |

機能、総合点検は、有資格者による点検とする。

[点検検査結果の記録及び報告]

第 8 条 防火管理者は、自主点検検査の結果を「防火対象物台帳」に記録するとともに消防用設備等の機能、総合点検の点検結果については、....年に 1 回、消防長に報告しなければならない。

第3章 火災予防措置

[防火管理者への連絡事項]

第9条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項。

[従業員の遵守事項]

第10条 本対象物に勤務するすべての者は、日常を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かない。
- (2) 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合は消防機関に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は、指定した場所で行うこと。

[火気使用時の遵守事項]

第11条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 厨房内は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前、使用后必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
- (4) 終業時には吸い殻等を指定場所へ集めること。

第4章 自衛消防活動対策

[自衛消防の組織と任務分担]

第12条 本対象物の自衛消防組織として.....を自衛消防隊長とし自衛消防隊を別表2のとおり指定する。

[避難経路図等]

第13条 防火管理者は、人命安全を確保するため消防設備の設置位置及び屋外へ通じる避難経路図を作成し、従業員すべてに周知徹底しなければならない。

第5章 震災対策

[震災予防措置]

第14条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検検査に合わせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物、建物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査
- (3) 危険物施設における危険物品の転倒、落下の有無の検査

[地震後の安全措置]

第15条 各火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後使用を開始すること。

[震災に備えての準備品]

第16条 震災に備え重要物件等を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

[地震時の活動]

第17条 地震時の活動は、第4章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は、被害の状況を放送等により全従業員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。また関係防災機関からの情報を積極的に収集すること。
- (3) 一時避難場所は.....とする。

第6章 警戒宣言発令時の対策

[目的]

第18条 この計画は、大規模地震対策特別措置法の趣旨に基づき、地震予知情報、警戒宣言が発令された場合の防災上の必要な事前措置等の事項を定め、地震発生時の被害の未然防止及び軽減をはかることを目的とする。

[従業員への伝達]

第19条 防火管理者は、地震予知情報、警戒宣言の発令を知った場合は、従業員に対し発令の旨を知らせ計画による措置対策をとるように指示すること。

[自衛消防組織]

第20条 地震予知情報、警戒宣言が発令された場合、自衛消防組織及び任務を編成替えをして別表2のとおり定める。

[情報収集及び伝達]

第21条 防火管理者は、情報の収集及び周知等を重点に行い、収集した情報を顧客等に伝達する場合は、混乱を生じないよう事前に用意した文例を活用して行う。

- 2 情報の収集及び伝達を行う時は、電話の使用を極力さける。

[安全確保]

第22条 発令後営業は原則として自粛し、顧客に対して情報等を提供する。

- 2 従業員の退社は、応急措置対策後周辺の混雑状況を十分に把握し、混乱に巻き込まれないように時差をつけて行う。

[予防措置]

第23条 防火管理者及び従業員は、発令時に平常時の震災予防措置に加え次の対策を実施するものとする。

- (1) 看板、窓枠、外壁等地震で落下しやすい物の補強
- (2) 建物内に陳列、設置してある物件の転倒、落下防止措置
- (3) 避難上必要な施設、防火区画、防火戸等の緊急検査
- (4) 消防用設備等緊急点検
- (5) その他

[出火防止]

第24条 発令時、厨房、ボイラー等の火気使用設備器具等の使用は、原則として中止する。
また営業を継続する場合は、防火管理者の承認を得て必ず従業員に監視させ、直ちに消火できる体制及び消火器の増強等の安全措置を講じて使用する。

[訓練及び教育]

第25条 防火管理者は、応急措置対策に関する訓練及び教育を第26条に定める訓練及び教育に合わせて実施する。

第7章 教育及び訓練

[防災教育及び訓練の実施時期]

第26条 防火管理者は、従業員に対して次により防災教育及び訓練を行う。

| 種 別 | 実施月日 | 内 容 |
|------------------|------|---|
| 防災教育 | | 1 教育 ・ 消防計画の周知徹底及び従業員の任務について ・ 火災予防上の遵守事項について ・ 発災の周知要領及び避難誘導要領について ・ 震災対策について ・ その他火災予防上必要な事項について 2 訓練 ・ 総合訓練は、それぞれの訓練を連携して総合的に行う。 ・ 部分訓練は、通報連絡、消火、避難誘導の訓練を個別に行いそれぞれの任務及び行動の確認をする。 |
| 総合訓練 | | |
| 部 分 訓 練 | 通報連絡 | |
| | 消 火 | |
| | 避難誘導 | |

[訓練の実施報告]

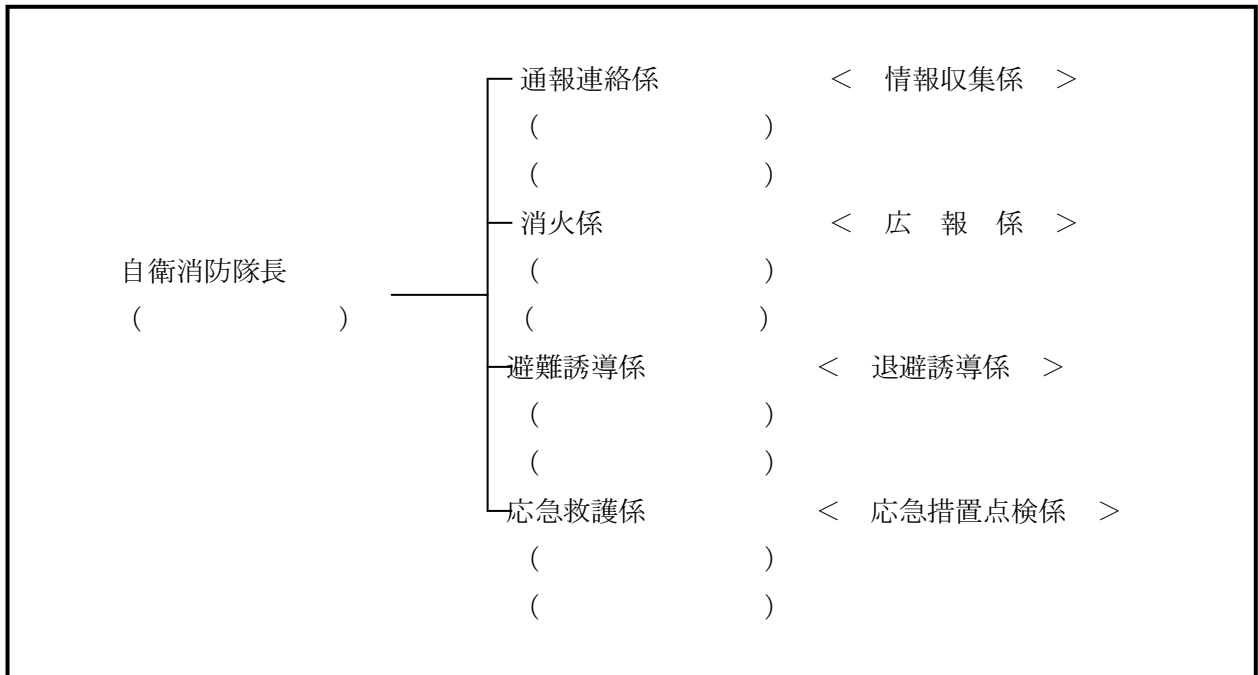
第27条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、消防訓練実施計画書を、消防長に通知するものとする。

付 則

この消防計画は、平成.....年.....月.....日から実施する。

別表2 自衛消防隊編成表

< >は警戒宣言発令時の任務



情報収集係.....TV等により警戒宣言発令に関する情報の収集

広 報 係.....放送等により顧客に情報を広報する

退避誘導係.....地震発生時被害の防止及び軽減のための対策（建物、ガス器具、ボイラー等の点検）

応急措置点検係...顧客に対し混乱防止をはかり誘導にあたる

参考

| 階 | 場 所 | 持ち出し品 | |
|---|-----|-------|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |